

〔別 紙〕

様式 2

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 ~~医療法人○○会~~ 特定医療法人 有限会社
- ① ☐ 財団 ◆ 社団 (◆ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ◆ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ◆ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 石川県野々市市蓮花寺町 633 番地
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和 6 1 年 1 2 月 1 1 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 6 1 年 1 2 月 1 5 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	○○ ○○	
理 事	○○ ○○	
同	○○ ○○	
同	○○ ○○	○○病院管理者
同	○○ ○○	○○診療所管理者
同	○○ ○○	介護老人保健施設○○園管理者
同	○○ ○○	○○介護医療院管理者
監 事	○○ ○○	
同	○○ ○○	
評 議 員	○○ ○○	医師 (○○医師会会長)
同	○○ ○○	経営有識者 (○○経営コンサルタント代表)
同	○○ ○○	医療を受ける者 (○○自治会長)

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	南ヶ丘病院	1711311686	石川県野々市市蓮花寺町633番地	一般病床 120床 [医療保険 120床]
診療所	南ヶ丘クリニック	1710122340	金沢市馬替2丁目136番地	一般病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
南ヶ丘訪問看護ステーション	石川県野々市市蓮花寺町633番地	
野々市市本町地区包括支援センター【野々市市委託事業】	野々市市菅原町1番13号	
野々市市郷・押野地区包括支援センター【野々市市委託事業】	石川県野々市市蓮花寺町633番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年6月28日	令和6年度決算の決定
令和8年3月27日	新理事・新評議員の承認
〃	令和8年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和8年度の借入金額の最高限度額の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇病院開設許可（令和〇〇年開院予定）

令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇診療所開設

令和〇〇年〇〇月〇〇日 訪問看護ステーション〇〇開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

令和〇〇年〇〇月〇〇日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関

令和〇〇年〇〇月〇〇日 小児救急医療拠点病院

令和〇〇年〇〇月〇〇日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

(5) 役員及び評議員

R8.4.1

	氏 名	備 考
理事長	宮崎 俊聡	当法人 理事長
副理事長	川上 重彦	当法人 副理事長・南ヶ丘病院院長
常務理事	川尻 文雄	当法人 南ヶ丘病院副院長(外科系診療部長)
同	向坂 喜湖	当法人 南ヶ丘病院副院長(内科系診療部長)
同	大岩 滋人	当法人 法人局長
理事	地引 逸郎	当法人 南ヶ丘クリニック院長
同	勝島 美和	当法人 南ヶ丘病院副院長(看護部長)
同	高出 進	当法人 南ヶ丘病院診療技術部部長
同	高野 剛	当法人 法人局次長
同	高澤 タマエ	当法人 相談役 株式会社シェーネアルト代表取締役
同	山崎 悟	株式会社シェーネアルト副代表取締役
同	産形 洋子	株式会社シェーネアルト専務取締役
監事	八田 守	八田税理士事務所
同	野村 徹	(医)扇寿会 副施設長
評議員	田中 邦美	自宅
同	油木 京子	(医)扇寿会 会長
同	高澤 修一	(医)扇寿会 常務理事
同	奥田 肇	非常勤麻酔科医
同	澁谷 武志	シブヤEDI(株) 代表取締役社長
同	後出 雅敏	税理士法人ノチデ会計 代表取締役
同	出口 光子	株式会社シェーネアルト 憩の家管理者
同	北村 千栄子	株式会社シェーネアルト
同	北 善子	当法人 法人局
同	福田 太睦	石川県観光特使(前事務部長)
同	佐々木 まどか	株式会社シェーネアルト
同	山田 香織	株式会社 シェーネアルト常務取締役
同	山上 教宏	自宅
同	北村 大助	野々市市市議会議員
同	村尾 悠子	株式会社シェーネアルト
同	中村 多津子	株式会社シェーネアルト
同	山谷 裕子	株式会社シェーネアルト
同	井元 真由美	株式会社シェーネアルト
同	丹保 昌子	株式会社シェーネアルト
同	利 幸子	株式会社シェーネアルト
同	澤田 康夫	(医)扇寿会 理事 事務長
同	宮中 孝子	(医)扇寿会 理事
同	南 かおり	(医)扇寿会 理事 看護部長
同	渡邊 真紀	(医)扇寿会 理事

様式第三号

法人名 特定医療法人扇翔会

※医療法人整理番号 00108

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資	産	額	5,306,961 千円
2. 負	債	額	5,416,415 千円
3. 純	資 産	額	△ 109,453 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,057,722
B 固 定 資 産	4,249,239
C 資 産 合 計 (A + B)	5,306,961
D 負 債 合 計	5,416,415
E 純 資 産 (C - D)	△ 109,453

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 特定医療法人 扇翔会

医療法人番号 108

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,057,722	I 流 動 負 債	455,154
現 金 及 び 預 金	529,052	買 掛 金	56,264
事 業 未 収 金	516,902	未 払 金	44,088
た な 卸 資 産	11,077	1年以内返済長期借入金	183,468
前 払 費 用	3,456	未 払 費 用	59,198
未 収 還 付 法 人 税 等	133	未 払 法 人 税 等	121
貸 倒 引 当 金	△ 2,900	未 払 消 費 税 等	6,391
II 固 定 資 産	4,249,239	預 り 金	828
1 有 形 固 定 資 産	4,183,715	従 業 員 預 り 金	16,996
建 物	2,966,066	仮 受 金	10
構 築 物	11,616	賞 与 引 当 金	87,788
医 療 用 器 械 備 品	180,749	II 固 定 負 債	4,961,260
そ の 他 の 器 械 備 品	20,004	長 期 借 入 金	4,466,210
車 両	0	資 産 除 去 債 務	6,800
一 括 償 却 資 産	656	退 職 給 付 引 当 金	404,146
土 地	1,004,622	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	84,104
2 無 形 固 定 資 産	18,193	負 債 合 計	5,416,415
ソ フ ト ウ ェ ア	18,193	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	47,330	科 目	金 額
敷 金	1,104	I 積 立 金	△ 109,453
出 資 金	350	設 立 等 積 立 金	945,467
保 証 金	65	繰 越 利 益 積 立 金	△ 1,054,920
保 険 積 立 金	4,419		
長 期 前 払 費 用	996		
繰 延 消 費 税 等	40,394	純 資 産 合 計	△ 109,453
資 産 合 計	5,306,961	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,306,961

法人名 特定医療法人 扇翔会

医療法人番号 1108

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,249,765
2 事業費用		
(1)事業費	3,104,923	
(2)本部費	176,006	3,280,929
本来業務事業損失		31,163
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		47,409
2 事業費用		50,949
附帯業務事業損失		3,539
事業損失		34,702
II 事業外収益		
受取利息	905	905
III 事業外費用		
支払利息	42,375	42,375
経常損失		76,173
IV 特別利益		
還付消費税等	8,630	8,630
V 特別損失		
過年度消費税等	3,293	
固定資産売却損	977	
固定資産除却損	438	4,708
税引前当期純損失		72,251
法人税・住民税及び事業税	1,517	
法人税等調整額	-	1,517
当期純損失		73,769

法人名 特定医療法人協和会

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

※医療法人整理番号 92108

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し	—	—	—	—	—	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

第三号議案

監 事 監 査 報 告 書

特定医療法人扇翔会
理事長 宮崎 俊聡 殿

私たちは、特定医療法人扇翔会の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和8年6月23日

特定医療法人扇翔会

監事 八田 守

監事 野村 徹

108

独立監査人の監査報告書

2026年6月18日

特定医療法人扇翔会
理事会 御中

野村公認会計士事務所
石川県金沢市
公認会計士

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、特定医療法人扇翔会の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上